

# 丹波市ひとり親家庭養育費確保支援事業のお知らせ



## 目的・内容

子どもの健やかな成長のために、養育費の継続した履行確保を目指し、養育費の取決めを行うひとり親に対し、公正証書等の作成や保証会社との養育費保証契約に必要な経費を補助します。

## 補助額

①又は②の経費ごとに上限5万円

### ① 公正証書等作成の補助対象経費

養育費の取決めに要する経費のうち

- ・公証手数料料令に定められた公正証手数料
- ・家庭裁判所の調停申立、裁判に要する収入印紙代
- ・戸籍謄本等添付書類取得費用
- ・連絡用の郵便切手代

※当事者で作成した「覚書」、「離婚協議書」等は、補助対象となりません。

※調停等で弁護士等を立てた際に係る経費は、補助対象となりません。

#### 対象者

丹波市にお住まいのひとり親家庭の母又は父で、次の要件を全て満たす方

- ・養育費の取決めに係る経費を負担した方
- ・養育費の取決めに係る債務名義(注)を有している方
- ・養育費の取決めの対象となる児童(20歳未満の者)を現に扶養している方

### ② 養育費保証契約締結補助対象経費

保証会社と養育費保証契約を締結した際に要する経費のうち

- ・初回年間保証料として本人が負担する経費
- ※保証契約の切替のみの場合は、補助対象となりません。

#### 対象者

丹波市にお住まいのひとり親家庭の母又は父で、次の要件を全て満たす方

- ・養育費の取決めに係る債務名義(注)を有している方
- ・養育費の取決めの対象となる児童(20歳未満の者)を現に扶養している方
- ・保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結した方

(注)債務名義とは、強制執行の手続きをすることができる文書(強制執行認諾条項付き公正証書、調停調書、確定判決等)で、請求権(養育費)の存在、範囲、債権者、債務者を表示した公の文書のことです。

## 申請方法

公正証書等作成した日、又は養育費保証契約を締結した日の翌日から6ヶ月以内に、必要な書類を添付して社会福祉課家庭児童相談係に申請

児童扶養手当証書又は戸籍謄本(申請者及び上記①又は②の補助対象となる児童全員分)

世帯全員(申請者及び上記①又は②の補助対象となる児童全員分)の住民票の写し(公募等によって確認できる場合は、省略することができます。)

丹波市ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金交付申請書兼請求書

補助対象となる経費の領収書等

※領収書には、①宛名、②領収年月日、③領収金額、④取引内容(但し書き)⑤領収者の住所及び氏名⑥領収印が必要

養育費の取決めを交わした文書(債務名義化した文書) ※市役所でコピーします。

保障会社と締結した保障期間が1年以上の養育費保証契約書(契約者のみ) ※市役所でコピーします。

振込先の通帳またはキャッシュカード ※市役所でコピーします。

本人確認書類 マイナンバーカード、運転免許証等 ※市役所で確認させていただきます。

【問い合わせ先】 丹波市役所 健康福祉部 社会福祉課 家庭児童相談係(本庁第2庁舎1階)

〒669-3602 丹波市氷上町常楽211番地 Tel:0795-88-5287(直通)